

介護予防・日常生活支援総合事業

1. 品川区の総合事業への対応
2. 総合事業の全体像
3. サービス利用の流れ
4. 品川区在宅介護支援システム
5. 総合事業サービス内容一覧
6. 予防訪問事業（訪問型サービス・活動A）
7. 生活機能向上支援事業
8. 予防通所事業（訪問型サービス・活動A）
9. いきいき活動支援プログラム
10. すけっとサービス事業（訪問型サービス・活動B）
11. 地域ミニデイ（通所型サービス・活動B）
12. 管理栄養士派遣による栄養改善事業（訪問型サービス・活動C）
13. 柔道整復師による機能訓練訪問事業（訪問型サービス・活動C）
14. これからの総合事業の充実にむけて

1.品川区の総合事業への対応

- 平成26年介護保険制度改正において、予防訪問介護・予防通所介護が介護保険予防給付から地域支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）に位置付けられた。
- 平成27年度以降は、それまでの要支援者に対するサービスが継続されることおよび介護予防事業等の事業をベースとしつつ、サービス提供上の課題等をできる限り整理・解消した制度設計とした。
 - 費用については、事業の安定的な継続を考慮しつつも、制度改正の趣旨・介護報酬改定等をふまえ、費用の抑制を図りつつ適切な費用設定を行うものとした。
 - 実施における人員・設備等基準については、原則として国基準省令・東京都基準条例、品川区地域密着型サービス基準条例等に準拠して、一体的な運用を基本とすることとした。
 - 実施時期については、**平成27年4月**からとし、同年4月以降においては、原則として予防訪問介護・予防通所介護の予防給付は行わないこととした。
- 新しい総合事業の方向性は、改正の理念・趣旨に沿い、継続して係る事業全体の見直しを絶えず行うとともに、新たなサービスや住民主体サービスの創出等において、地域の実施主体の自主性を損なうことのないよう、地域資源の把握やしくみづくりなど効果的効率的な枠組みを追求することを基本方針とした。

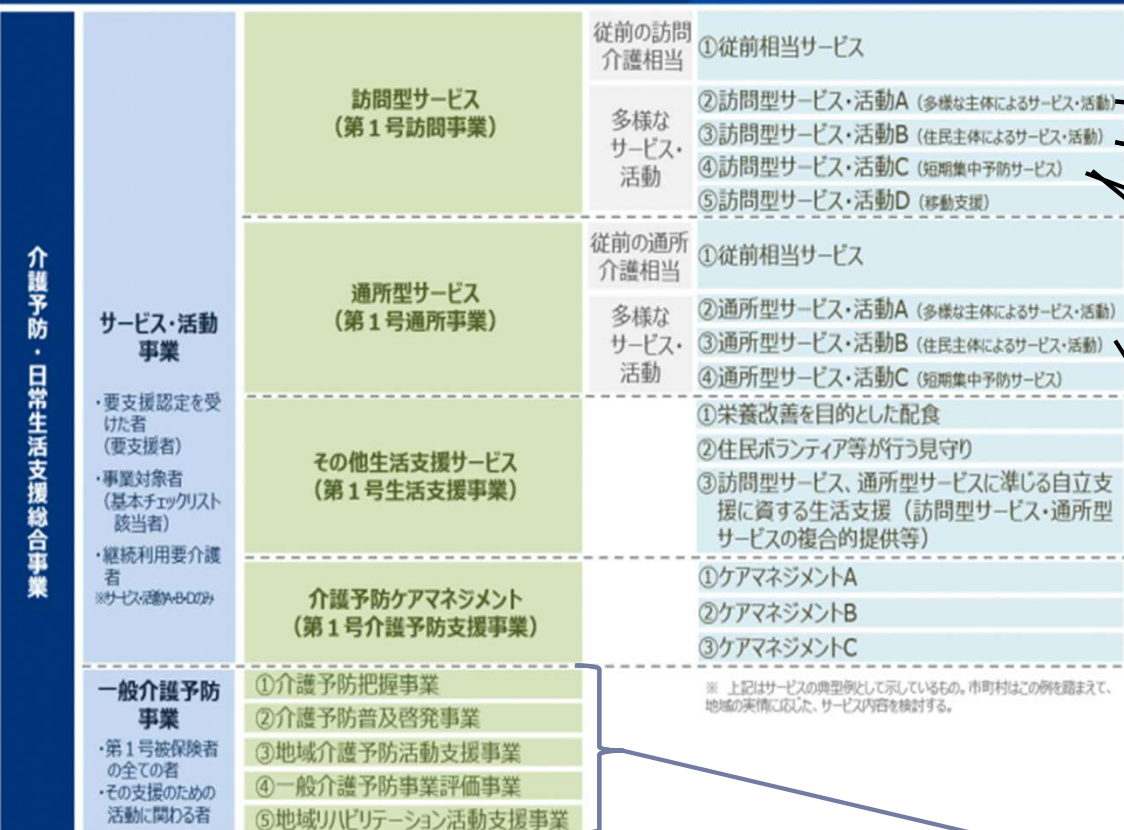


2.品川区の総合事業の全体像

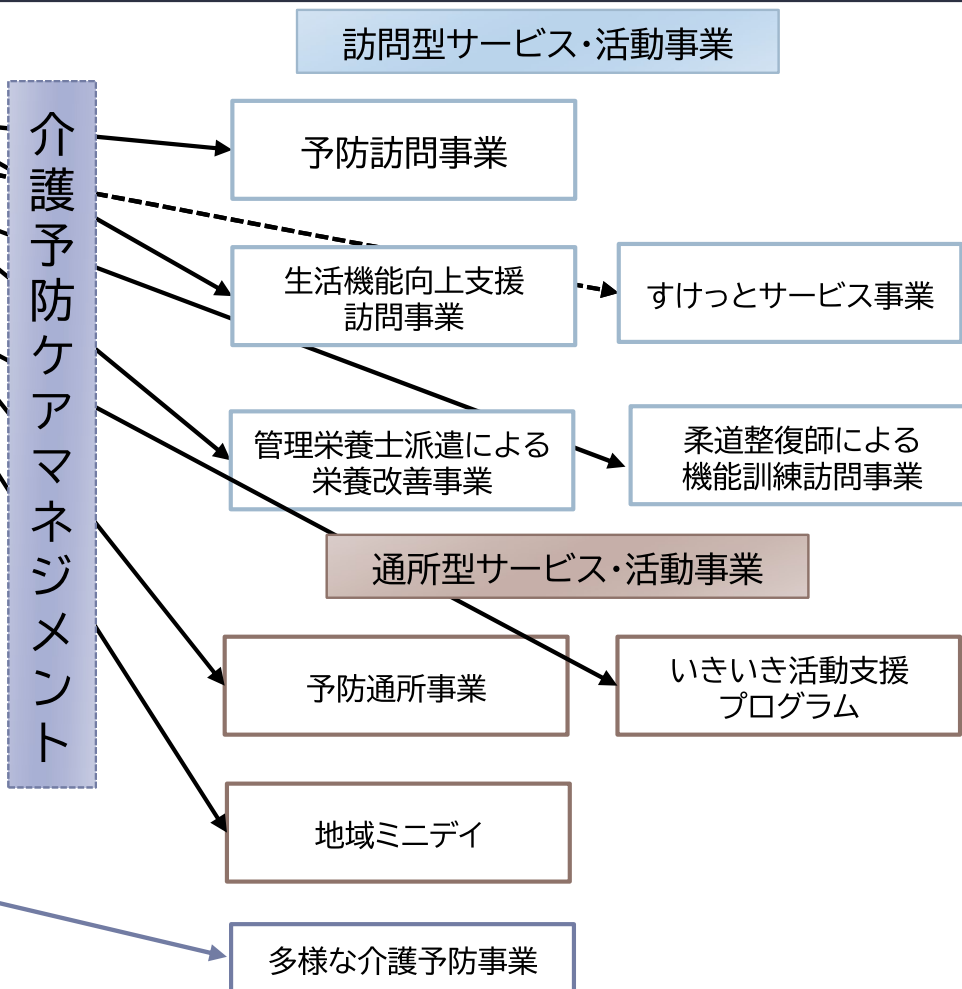
○総合事業を構築する上での基本的な考え方

1. 平成27年4月より品川区総合事業を開始し、既存介護事業者の活用により、これまでのサービスが継続され日常生活に支障をきたすことがないよう円滑な移行を図ってきた。
2. 短期集中型のサービスは、住民のニーズを踏まえて実施している。
3. 住民主体（ボランティア）による支援は、既存の社会資源などの状況を踏まえて実施している。
4. 一般介護予防事業については、これまでの実施は踏まえつつ、ニーズの変化に合わせて効果的効率的な事業を実施している。

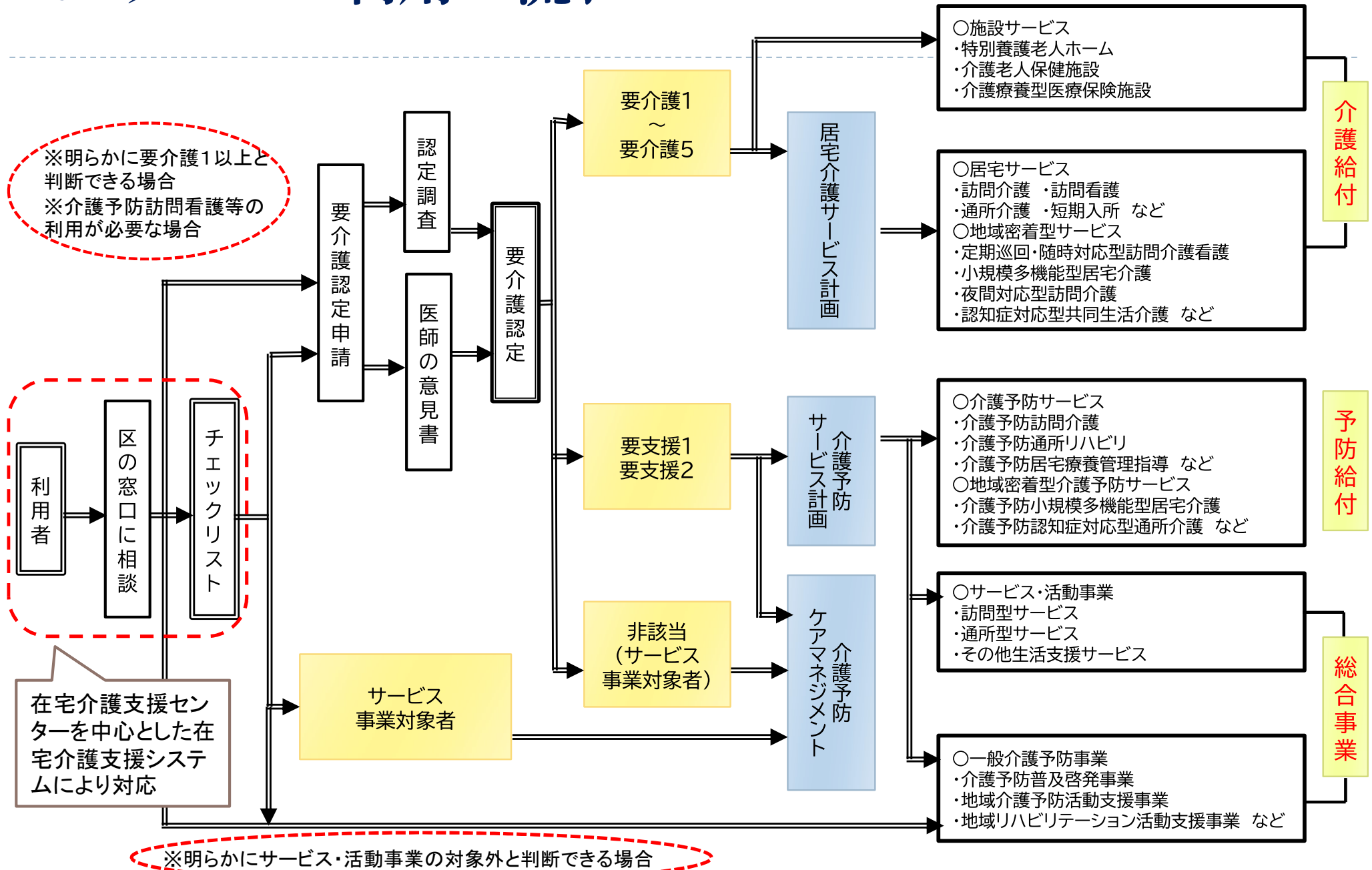
介護予防・日常生活支援総合事業の構成



品川区介護予防・日常生活支援総合事業



3. サービス利用の流れ



4.品川区在宅介護支援システム

高齢者福祉課

<統括在宅介護支援センター>

<地域包括支援センター>

⇒ 全体調整と各在宅介護支援センターのバックアップ

地区在宅介護支援センター (身近な相談窓口と一人ひとりに合わせた総合的なケアマネジメント)

基本圏域	品川地区		大崎地区		大井・八潮地区		大井西地区		荏原西地区		荏原東地区		
日常生活圏域	品川第1	品川第2	大崎第1	大崎第2	大井第1	八潮	大井第2	大井第3	荏原第1	荏原第2	荏原第3	荏原第4	荏原第5
	台場	東品川	上大崎	大崎	南大井	八潮	大井	西大井	荏原	小山	成幸	中延	戸越台
		東品川第2	西五反田		南大井第2		大井第2		小山台			中延第2	杜松

支え愛・ほっとステーション



地区ケア会議

保健所・保健センター

社会福祉協議会

介護サービス事業所

医療関係者

保健師 等

品川成年後見センター
さわやかサービス

居宅介護支援
ホームヘルプ 等

かかりつけ医
訪問看護師 等



自立支援高齢者・要支援高齢者・要介護高齢者とその家族

【支え愛活動】 町会・自治会、民生委員、高齢者クラブ、ボランティア等

5.総合事業のサービス内容＜訪問型＞

サービス類型	事業名	サービス提供主体	状態像	内 容	利用者負担	ケアマネジメント
訪問型サービス・活動A ★訪問介護員（ヘルパー）によるサービス	予防訪問事業	訪問介護員（ヘルパー）	訪問型サービスB以外の方	身体介護 ＋ 生活援助	※1割負担の場合 週1回／月 1,341円 週2回／月 2,678円	原則型
	生活機能向上支援訪問事業			生活援助のみ	※1割負担の場合 週1回／月 1,175円 週2回／月 2,349円	簡略型
訪問型サービス・活動B ★ボランティア主体によるサービス	すけっとサービス事業	さわやかサービス協力員	ひとり暮らしなどで自ら家事を行うことが困難な方	家事援助（掃除・調理・買い物など）	週1回 1回につき400円	初回型
訪問型サービス・活動C ★専門職による短期集中予防サービス	管理栄養士派遣による栄養改善事業	薬局に常駐する管理栄養士	低栄養や生活習慣病の予防・改善が必要と思われる方	管理栄養士による食事管理・栄養指導・レシピ提案・調理実習等	月2回 1回につき300円 期間3か月（最長6か月）	簡略型
	柔道整復師による機能訓練訪問事業	区内接骨院の柔道整復師（機能訓練指導員）	ひとりでの外出が困難で、運動・生活機能向上が必要と思われる方	各々の目標（外出・参加）に向けた運動指導・外出訓練等	週2回 1回につき300円 機関3か月（全24回）	簡略型



5-2.総合事業のサービス内容＜通所型＞

サービス類型	事業名	サービス提供主体	状態像	会 場	内 容	利用者負担	ケアマネ ジメント
通所型サービスA ★事業者によるサービス	予防通所事業	介護予防事業者	・送迎を必要とする方 ・通所型サービスBと比較して身体レベルの低い方	通所介護施設（デイサービス）	日常生活上の支援 機能訓練	※1割負担の場合 週1回／月 1,332円 週2回／月 2,693円	原則型
	（いきいき活動支援プログラム） ※予防通所事業利用から引き続き一体的に運用				自立支援に特化した内容	※1割負担の場合 週1回／月 493円 週2回／月 877円	
通所型サービスB ★ボランティア主体によるサービス	地域ミニデイ	社会福祉法人等	・自力歩行(杖使用可)で会場まで通える方 ・身体機能、起居動作の筋力等を維持することで要介護状態になることを遅らせることが見込まれる方。	ゆうゆうプラザ等	体操やレクリエーション活動など、日常生活に必要な機能訓練	無料(昼食代実費)	初回型



6. 予防訪問事業（訪問型サービス・活動A）（A3）

● 予防訪問事業の種類と内容等

（1）予防訪問事業Ⅰ

（内容）原則として予防訪問介護と同様のサービスとする。

（利用回数）週**1**回の利用とする。

（サービス提供時間）**1回45分**程度（～60分）とする。

（2）予防訪問事業Ⅱ

（内容）（サービス提供時間）予防訪問事業Ⅰと同様とする。

（利用回数）週**2**回の利用とする。

● 費用設定の考え方

- 厚生労働大臣が定める基準を参考に費用を設定する。
- 週2回を超える場合には、週2回に必要回数を加算とする。（上限5回までとする。）
- 初回加算・生活機能向上連携加算を維持する。
- 処遇改善加算は、段階を設けず一律の費用を設定する。

7.生活機能向上支援事業（訪問型サービス・活動A） （A3）

● 生活機能向上支援訪問事業の種類と内容等

（1）生活機能向上支援訪問事業Ⅰ

（内容）原則として予防訪問事業のうち、身体介護を除き、自立支援・介護予防の観点による生活援助中心のサービスとする。

（利用回数）週**1**回の利用とする。

（サービス提供時間）**1**回**60**分程度とする。

（2）生活機能向上支援訪問事業Ⅱ

（内容）（サービス提供時間）生活機能向上支援訪問事業Ⅰと同様。

（利用回数）週**2**回の利用とする。

● 費用設定の考え方

- 予防訪問事業のサービス内容から身体介護相当（20%程度）を逡減した費用を設定する。
- 初回加算を維持する。
- 特定の事由について、時間超過が必要な場合には30分程度の加算を設定する。（上限5回まで）
- 処遇改善加算は、段階を設けず一律の費用を設定する。

8. 予防通所事業（通所型サービス・活動A）（A7）

● 予防通所事業の種類と内容等

（1）予防通所事業Ⅰ

（内容）	原則として予防通所介護と同様のサービスとする。
（利用回数）	週 1 回の利用とする。
（サービス提供時間）	1 回 2.5 時間以上とする。

（2）予防通所事業Ⅱ

（内容）	（サービス提供時間）	予防通所事業Ⅰと同様。
（利用回数）		週 2 回の利用とする。

● 費用設定の考え方

- 介護報酬での要支援区分によらず、週利用回数により費用を設定する。
- 送迎・入浴は、必要な人に手当するため分離し加算とする。
- サービス提供時間は、**2.5**時間を下限のめやすとし、上限は設定しない。
（ただし、計算上は概ね4~5時間程度をめやすとしている。）
- 運動機能向上・栄養改善・口腔機能向上の各加算を維持する。（ただし組み合わせによる費用設定はしない。）
- 処遇改善加算は、段階を設けず一律の費用を設定する。

9.いきいき活動支援プログラム (通所型サービス・活動A) (A7)

●目的および内容

- 目的： 予防通所事業利用から引き続き、一体的な運用により効果が期待できる、自立支援・介護予防のための「いきいき活動支援プログラム」を創設する。
- 内容： 予防通所事業(2.5時間以上)から引き続きアクティビティや余暇活動などにおいて利用者が主体となって行う「いきがい活動」等の活性化を目指して支援を行う。

(1)いきいき活動支援プログラムⅠ

(内容) 事業者(所)からの届出により、区が承認したサービスとする。

(利用回数) 週1回の利用とする。

(サービス提供時間) 1回2.5～3時間程度とする。

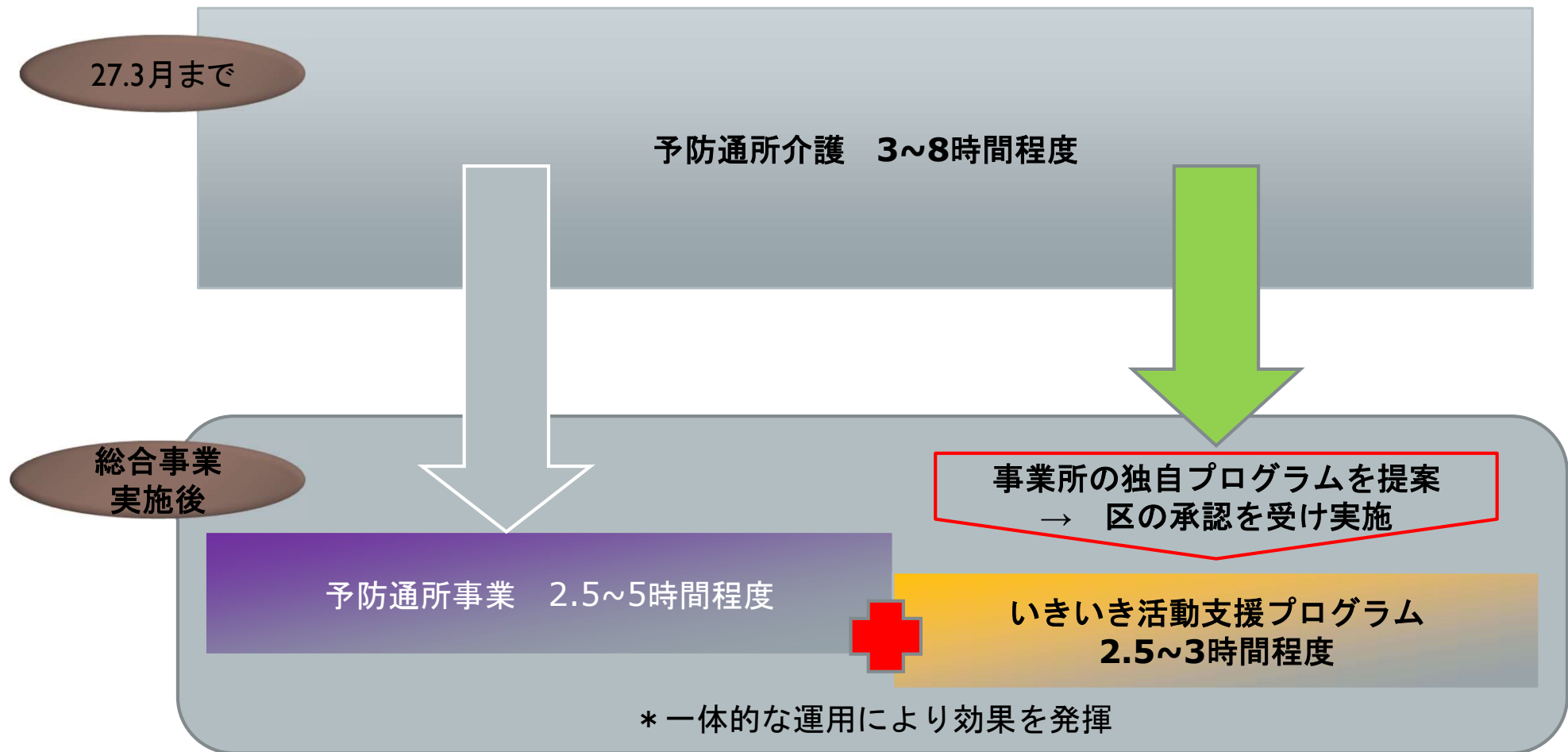
(2)いきいき活動支援プログラムⅡ

(内容)(サービス提供時間) いきいき活動支援プログラムⅠと同様。

(利用回数) 週2回の利用とする。

9-2 いきいき活動支援プログラム (通所型サービス・活動A) (A7)

- 予防通所事業から引き続き、自立支援・介護予防に資する独自事業の積極的な実施を評価する。



参考：いきいき活動支援プログラムの具体例

たとえば……

● 利用者がサービスの受け手から担い手になるメニューの創出

- 利用者の特技・趣味を活かして、利用者自らが講師となつての〇〇〇〇教室を開催
- デイサービスの環境整備などを一緒に行うなど「生活リハビリ」的な活動
- 近隣の学校・すまいるスクール・保育園・高校などでの交流事業

＊ 一体的運用の中で人員基準等への配慮が必要。

- 区デイサービス作品展等への展示作品の制作
- その他、利用者自らが主体的に活動するための支援

（生活機能向上や予防に資する何かをしたいといった希望を叶えるための支援）

など

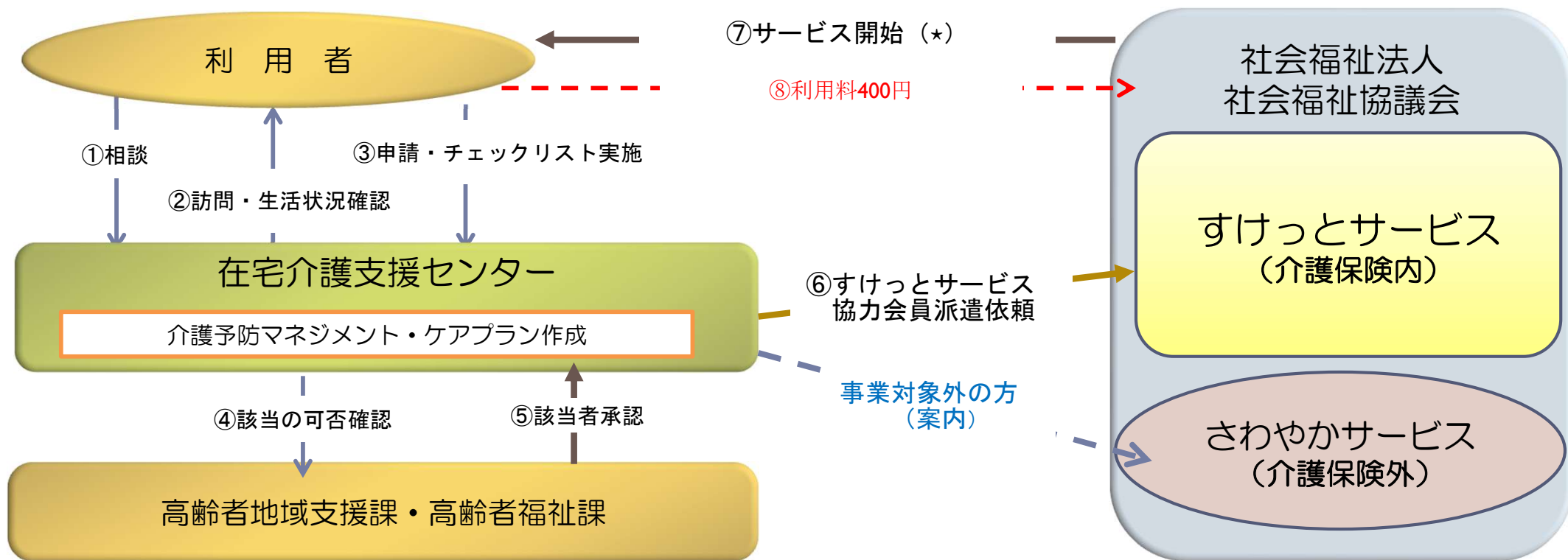
＊ ただ漫然と行うのではなく、一定の目的を持ち、一定期間において評価を行うものであること。



10.住民主体による支援 委託事業 (訪問型サービス・活動B)

すけっとサービス モデル事業 平成28年9月～実施

- サービス提供者 社会福祉法人 社会福祉協議会 協力会員(有償ボランティア)
- サービス内容 日常生活上の自立支援を目的とした家事援助を行う事業
- 利用者負担額 利用1回(60分程度)につき400円とし、週1回・月4回までとする。



1 1.住民主体による支援 補助事業（通所型サービス・活動B） 地域ミニデイ 平成28年9月～実施

■内容（定員各会場10人程度）

- ▶ 区内社会福祉法人などの有償ボランティアが主体となり、体操やレクリエーション活動などを行うことで、日常生活に必要な機能訓練を行います。
- ▶ 週1回、無料（昼食代等の実費あり）
- ▶ 1回2～4時間程度
- ▶ スタッフ：運動指導リーダー1～2名・他ボランティア3～4名

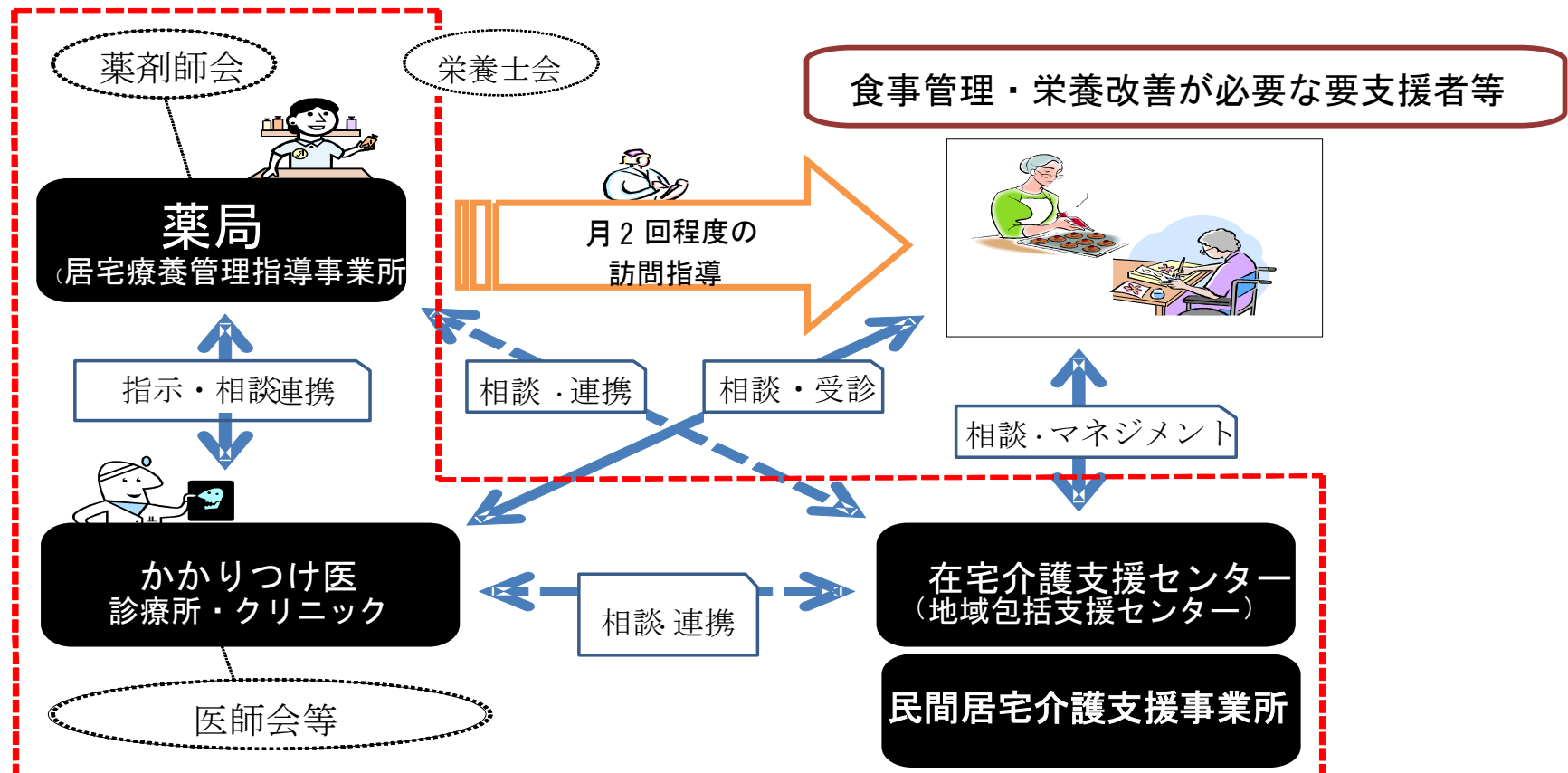
「地域ミニデイ」卒業 ⇒ ボランティアによる居場所づくりへ展開



1 2 .短期集中予防サービス 委託事業（訪問型サービス・活動C）

管理栄養士派遣による栄養改善事業

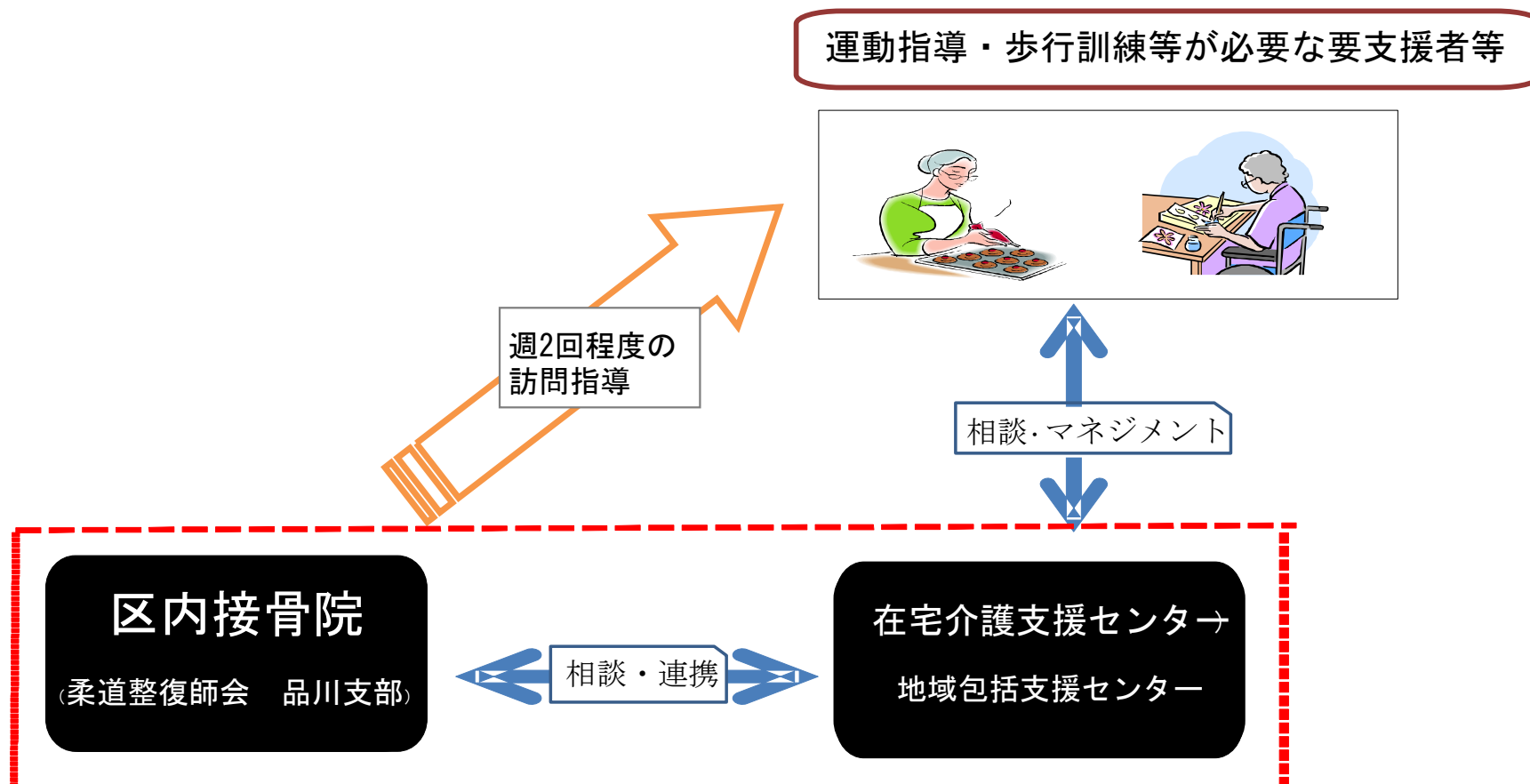
- サービス提供者 薬局に常駐する管理栄養士 5店舗（管理栄養士6名）
- サービス内容 栄養指導、食事分析、献立提案、調理指導など
- 利用者負担額 利用1回（60分程度）につき300円とし、月2回程度



1 3 .短期集中予防サービス 委託事業（訪問型サービス・活動C）

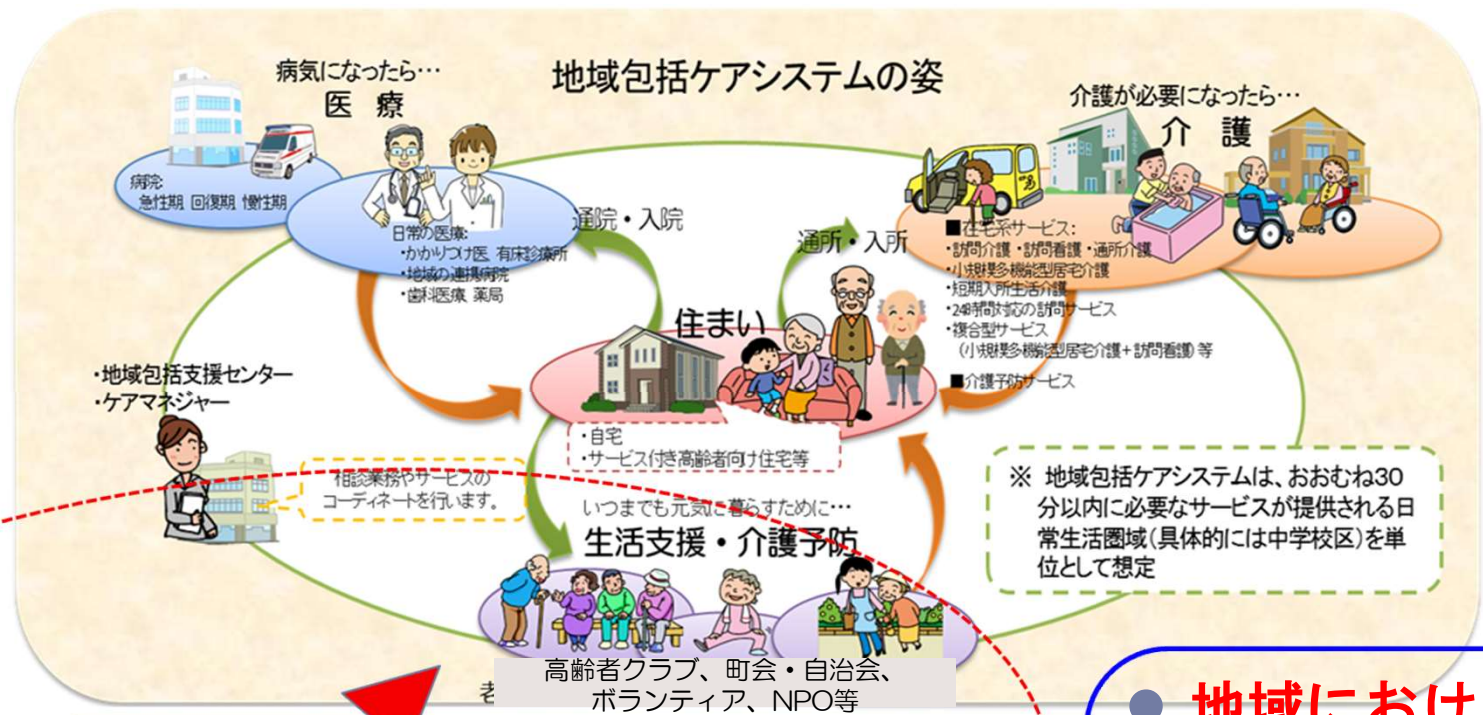
柔道整復師による機能訓練訪問事業

- サービス提供者 区内接骨院等に常駐する柔道整復師（機能訓練指導員）
- サービス内容 運動指導、歩行訓練など
- 利用者負担額 利用1回（30分程度）につき300円とし、週2回程度



14. これからの総合事業の充実に向けて

- ◆ 多様な主体との役割分担の整理
- ◆ 行政・保険者としての支援のあり方等の検討



- 地域における自主的な活動を尊重
- 行政・保険者としてのしくみ・枠組みの簡素・効率化

